

## バーク：第二回大陸会議と「再度の和解演説」

真 嶋 正 己\*

### Burke: The Second Continental Congress and ‘Second Speech on Conciliation’ with America

MAJIMA Masami

This paper is intended to comprise part of my study on Arguments on American Problem by Edmund Burke. The purpose is to shed light on his ideas based on Burke’s letters and speeches after the Battles of Lexington and Concord, and elucidate their essence. First, an explanation is given on the temperament and posture of the Second Continental Congress. Then, after making observations on the thoughts and actions of Burke through letters he frequently exchanged with Marquess of Rockingham et. al, a review and examination in detail will be given of the ‘Second Speech on Conciliation’ with America, delivered by Burke in the House of Commons on November 16, 1775.

Burke opposed the war against the American Colonies stating that there was no advantage to be acquired, and made his appeal that it would be in the best interests of Britain to aim at realizing ‘peace grounded on concession.’ Then he argued that Britain should abandon the right to tax and assign it to the American Colonies, also legitimate the Continental Congress and grant substantial legislative powers with the Continental Congress regarding it as a legitimate organization. Accordingly, although not much attention has been paid to this ‘Second Speech’ in the past, it can be concluded that it has greater significance than his previous speeches ‘On Taxation’ and ‘On Conciliation.’

#### Key Words (キーワード) :

Edmund Burke (エドモンド・バーク), American War (アメリカ戦争),  
Second Continental Congress (第二回大陸会議), conciliation (和解), sovereign power (主権)

本論考は、前稿<sup>1)</sup>の続編をなす。その目的は、1775年4月17日のレキシントン・コンコードの戦い (Battles of Lexington and Concord) 以降のバークの思想と行動とを、書簡等を通じて検証するとともに、とりわけ同年11月16日下院にて行われた「再度の和解演説」(‘Second Speech on Conciliation’) を精査し、その特質を明らかにするところにある。

#### 1. アメリカ独立戦争の勃発

前稿でみたように、1775年3月22日に渾身の力を振り絞って行われた下院での『和解演説』も沈滞した精神の前には如何ともしがたく、バークの和解決議案は270対78の大差で否決されたが、さらに彼の失意・落胆に追い打ちをかけるように、4月19日に突発的に起きたレキシント

---

\* 広島文化学園大学 社会情報学部 (Faculty of Social information Science, Hiroshima Bunka Gakuen University)

ン・コンコードの戦いによりアメリカ独立戦争の火蓋が切って落とされることになった。ボストンの北西部に位置するコンコードは当時マサチューセッツ植民地議会が開催されていた場所で、駐留軍に対抗するために多数の武器・弾薬も貯蔵されていた。S.アダムズ (Samuel Adams) やJ.ハンコック (John Hancock) といった植民地議会の指導者を「反乱」の首謀者として逮捕するようブリテン政府から厳命されていた駐留軍司令官のT.ゲージ (Tomas Gage) 将軍は、4月18日指導者の逮捕ならびに武器・弾薬の押収を目的としてF.スミス (Francis Smith) 中佐指揮の下700名からなる部隊をコンコードに派遣した。ところが、部隊派遣の情報は植民地側の伝令によりアダムズやハンコックの下にいち早くもたらされるとともに、コンコードまでの道々で近在の農民たちにも伝えられていたため、19日早朝レキシントンに入った先遣隊は、共有地に集結していた70名ほどの民兵と出くわすことになった。

その際、最初の銃声がどちらの側から発せられたかはいまだに不明であるが、民兵側がすぐさま四散したために戦いは散發的な銃声の応酬といった小競り合い程度のもので終了した。しかし、それは爾後8年にも及ぶ独立戦争の開始を告げる銃声でもあった。その後、レキシントンで先遣隊と合流した派遣部隊はたいした抵抗もなく6マイルほど離れたコンコードまで行進したが、そこにはアダムズとハンコックの姿はなく、貯蔵されていた武器・弾薬もその多くはすでに別の場所に移された後であった。この時、コンコードでもオールドノース橋 (Old North Bridge) などで銃撃戦が起きたものの、派遣部隊が真に恐怖を味わうことになるのはまさにその帰路においてであった。派遣部隊はコンコードで残存していた弾丸と弾薬を焼却した後、レキシントンに向けて出発した。しかし、その途上コンコードやレキシントンの周辺より結集してきた民兵によって一斉射撃を受けたため、派遣部隊はレキシントンまでの道のりを命からがら遁走し、そこでパーシー伯 (Earl Percy) が指揮する1,200名の応援部隊と合流。一息ついた後、派遣部隊は、応援部隊とともにボストンに

向けて進発したが、今度はその道すがら各地から集結してきていた民兵により幾度となく待ち伏せされたり、執拗に追い打ちをかけられたりする中、這々の体でチャールズタウン (Charlestown) まで退却、日没により何とか虎口を脱したのである。

ブリテン側の被害が死者80名以上、負傷者・行方不明者200名以上にのぼったレキシントン・コンコードの戦いは、駐留軍の将兵に大きな心的ダメージを与える一方、戦闘に参加した民兵をはじめ植民地の住民に対して過剰なまでの自信を与える結果となった。この戦いの情報はすぐさま植民地中に流布・拡散され、さらに17,000名もの民兵がニューイングランドのそこかしこからボストン周辺の野営地に向けて殺到し、当時半島に位置していたボストンを包囲したのである。<sup>2)</sup> そもそもブリテン政府がゲージに部隊の派遣を命じたのは反乱の芽をすみやかに摘むためであったが、ミドルトンが「レキシントンとコンコードのでき事の結果、本国と植民地の双方で戦争はもはや不可避であると一般に認識されるようになった」<sup>3)</sup> といい、またコグリアーノが「もっとも意義深いことに、4月19日のでき事は植民地人とブリテン人との間の政治的紛争を軍事的闘争へと変容せしめた」<sup>4)</sup> というように、皮肉にもそれは独立戦争に向けた格好の狼煙となったのである。このレキシントン・コンコードの戦いの報に接したバークは、5月28日頃に旧知のC.オハラ (Charles O' Hara) に宛てた書簡の中で、「アメリカとの和解というわれわれの期待は露と消えたのではないかと危惧しています。血が流され、水門が開かれました。——それがどこで、いつ、どのようにして閉じられるのか、皆目見当がつきません」と述べた後、レキシントン・コンコードの戦いについて次のように描写している。

アメリカ人がコンコードと呼ばれる村にこしらえた弾薬庫を破壊するために、分遣隊が派遣されました。それは秘密裏に手早くなされました。しかし、アメリカ人は、貯蔵していた4門の大砲と弾薬のすべてをそつなくウスター (Worcester) と呼ばれるかなり離れた町に秘かに運び出していました。その国は一つ

の組織体としてまとめられてはいませんでした。しかし彼らは、連携も、命令も、将校もなしに立ち上がり、帰途にあった部隊に襲いかかりました。<sup>5)</sup>

レキシントン・コンコードの戦いの熱気も冷めやらぬ5月10日、ジョージアを除く12の植民地の代表者がフィラデルフィアに再度参集し第二回大陸会議が開催された。<sup>6)</sup> これは、第一回大陸会議が閉会される際に、植民地の主張・要求に対して本国政府がどのように対応するのか見定めるために既定されたものであった。しかし、それが如何に突発的なものであったにせよ、レキシントン・コンコードの戦いによりすでに戦端が開かれていたことから、第二回大陸会議は、当初の目的から大きく逸れて本国との武力闘争を組織・遂行するための常設機関として機能するよう求められた。折しも、第二回大陸会議が開催されてから2週間後の5月25日、反乱の即時鎮圧の命を受けたW.ハウ (William Howe), J.バーゴイン (John Burgoyne), H.クリントン (Henry Clinton) の三将を乗せた「ケルベロス号」(the Kerberos) が本国からの増援部隊を率いてボストンに入港した。こうしたブリテン側の強圧的な姿勢に対抗するために、大陸会議は6月14日に正規軍として35,000名からなる「大陸軍」(Continental Army) を創設し、人員の調達を各植民地に求めることを決定するとともに、<sup>7)</sup> 翌15日にはヴァージニア代表のG.ワシントン (George Washington) を大陸軍の総司令官に任命し、<sup>8)</sup> さらに1週間後の同月22日には戦費調達のために大陸紙幣200万ドルを発行することも決定したのである。

最初の本格的な戦闘とされるバンカーヒルの戦い (Battle of Bunker Hill) が起きたのは、まさにその直後のことである。6月12日ゲージは、民兵によるボストン包囲網を打破するために戒厳令を敷くとともに、チャールズタウン半島 (Charlestown Peninsula) にあるチャールズタウンとドーチェスター (Dorchester) を囲む丘陵地を占拠することを決意した。しかしながら、またしても情報をいち早く入手した植民地側はすぐさま行動を開

始、ボストンを見下ろせるブリーズヒル (Breed's Hill) に堡壘を築いて本国軍の進撃に備えた。6月17日ハウに率いられた正規軍2,500名は、バンカーヒルをめざして行軍する途中、ブリーズヒルにある植民地側の陣地を攻め落とそうとして二度にわたって攻撃をしかけたが、息を凝らして待ち構えていた民兵の一斉射撃に遇い、甚大な損害を被ったのである。植民地側の弾薬が尽きたために本国軍は、三度目の攻撃でからも植民地兵を撃退し、チャールズタウン半島の丘陵地を占拠することに成功した。しかし、所期の目的であったボストン包囲網を打ち破ることはできず、ブリテン側の被害が死者226名を含め千名を越える結果となったこの戦いは、正規軍とさえ対等にわたりあえるとの自信を植民地側に植え付けることとなった。

このバンカーヒルの戦いについて、その一報が「風評」として7月18日にアイルランドを經由してロンドンにもたらされた。<sup>9)</sup> バークは、その3週間前の6月28日、ブリストルの商人で有力な後援者の一人であったR.チャンピオン (Richard Champion) に宛てた書簡の中で「予期されうるように、アメリカでは事態が進行しているように思われます。原因が結果をもたらすでしょう」と述べた後、「いったい何をすれば、われわれに平和が訪れるのでしょうか。わたしは、この国がわたしの決議案を受け入れることによってその基礎を築くほど十分に賢明であれば良かったのと思っています」<sup>10)</sup> と慨嘆している。そして、先の「風評」に接したであろう彼は、すぐさま7月19日にチャンピオンに宛てて再度書簡を送付し、「アメリカでは事態は危機に達しています。正直に申し上げて、わたしは、このもっとも心配な幕間にあって甚だ恐ろしい不安を追い払うすべを有しません」とした後、バンカーヒルでの戦闘とそれがもたらさるう結果について次のように予測している。

ゲージのこの「6月12日の」布告の結果としてすぐさま交戦となるのは間違いありません。もし彼が成功して未熟なアメリカの軍隊を打ち負かすならば、——現在のかなりな兵

数はもちろんのこと、訓練および武器の優越性からみておそらく勝利するだろうと思います——そのときわれわれは一切の節度をかなぐり捨ててほどに意気盛んとなり、非常に多くの勝利を手にしはしますが、多くのそうした戦闘によっては決して終焉を迎えることのできない戦争へと突き進んで行くことになるでしょう。もしわれわれの方が打ち負かされるようなことにでもなれば、アメリカは取り返しのつかない状態へと至るでしょう。<sup>11)</sup>

このように、アメリカ植民地との戦争はブリテンがそれに勝利を取めようが、敗北を喫そうが、ただただ憂慮すべき重大な事態を招来するだけのものであると思念していたパークは、7月26日にオハラに宛てた書簡の中で次のように嘆じている。

あなたは、事実われわれが内乱状態にあることをご存じです。和平の希望はほとんど、極めてほとんどありません。そして、卑見では、この帝国を構成する諸部分の古くからの信頼と協和を回復するといったことを断念するに十分な理由があります。わたしとしては、誰にも劣ることなくそれを回復しようと確かに努めてきました。そして、それは、わたしが理解する榮譽と安全という言葉にのみ基づき、それらにわが国制、ないしはその中でもっとも本質的なものを付与することでした。<sup>12)</sup>

## 2. 大陸会議とパークの和解に向けた努力

レキシントン・コンコードの戦いを機に醸成された戦争に対する熱狂は、バンカーヒルの戦いによって増幅され広くアメリカ植民地内で共有されることとなった。そして、当然にもこれは大陸会議にも影響を及ぼさずにはおこななかったが、全体的にみて大陸会議はなお慎重な態度を示す傾向にあった。それは、大陸会議が創成期にあり、一応形式を整えつつあったものの、明確な方向性を示し得ないでいたことによる。というのも、大陸会議内のメンバーだけでなく、植民地住民の大多数も本国との和解をまだなお強く熱望するといった

情態にあったからである。<sup>13)</sup>

このことに触れてアーマーは、大陸会議が「性質の異なった三つのグループ」から形成されていたと指摘している。一つ目は、G.アダムズ(George Adams)、S.アダムズ、T.ジェファースン(Thomas Jefferson)、ワシントン、B.フランクリン(Benjamin Franklin)といった急進派ないし強硬派で、彼らは、内閣がジョージ三世の強い影響下にあり、請願であれ、武力抵抗であれ、それらによって和解が達成されることはないとして、むしろ帝国からの分離独立を明確に志向しつつあった。二つ目は、J.ディキンソン(John Dickinson)やJ.デュアン(James Duane)、J.ジェイ(John Jay)といった保守派ないし穏健派で、前者とは正反対に、アメリカ人の権利は擁護されてしかるべきであるが、それは軍事的な手段によってではなく、むしろ請願といった穏当な手段によってもたらされるべきであるとした。三つ目は、R.モリス(Robert Morris)やハンコック、T.クッシング(Thomas Cushing)といった中間派ないし中道派で、彼らは、帝国を割ることに反対であったが、植民地の要求をブリテンに認めさせるためには軍事的手段が不可欠であるとみなしていた。<sup>14)</sup>

そして、こうした大陸会議内の分裂・不一致をもっとも明確な形で表すことになったのが、7月6日に布告された「武器を取る理由と必要性についての宣言」(Declaration of Cause and Necessity for taking up Arms)と、その二日後の7月8日に採択された「オリーブの枝請願」(Olive Branch Petition)の二つである。前者の「武器を取る理由と必要性についての宣言」は、「大陸軍」の指揮を執るためにマサチューセッツに到着した折りにワシントンの手により布告されたもので、強硬派のジェファースンと穏健派のディキンソンの両名によって起草された。まずそれは、「政府は人類の福祉を促進するために樹立され、その目的を達成するために運営されるべきである」にもかかわらず、「グレート・ブリテンの立法府は、暴力によりこれらの植民地を奴隷化するという彼らの冷酷で無分別な目的を遂行せんと試み、それによりわれわれが理知から武力への彼らの最終的な訴

えかけに対して応戦するのを必要ならしめた」<sup>15)</sup>と述べ、10年にわたり執拗に企てられてきた「イノベーション」<sup>16)</sup>にこそその原因があるとして、本国の非道な行為を列挙している。次いでそれは、ブリテン政府が圧制的な施策を植民地に強制するために軍隊を派遣したことに触れて「なるほどアメリカ人は憤慨を掻き立てたが、しかしそれは、高潔にして誠実かつ情愛の深い国民の憤慨であった」<sup>17)</sup>と述べた上で、「われわれは、……専制政治への無条件なる服従か、はたまた武力による抵抗かのいずれかを選ぶよう余儀なくされている。そして後者がわれわれの選択である」として、次のように厳粛に宣している。

……われわれは、あらゆる危難をもものとせず、われわれの自由を衰えることなく確固不動・堅忍不拔に保存するために、われわれが敵によって身につけるよう強いられた武器を用いて、……奴隷として生きるよりも、自由なる人間として死ぬる決意である。<sup>18)</sup>

このように自由を死守せんとする激烈にして悲壮なる意思の表明こそ本宣言の真意であるが、その一方で「……われわれは、非常に久しくかつ幸せにわれわれの間で存続し、そしてわれわれが恢復されるのをみたいと心から思った、かの結合を解消するつもりなどないことを彼ら〔帝国各部の友人および同胞市民〕に請け合う」といい、「われわれは、グレート・ブリテンから分離し、独立した国家を創設するといった野心的な企図から軍隊を興したわけではない。われわれは、栄光のために戦うのではなく、征圧のために戦うのではない」<sup>19)</sup>と断じている。あくまで帝国内にあってかつて植民地が享受していた自由を恢復するためにやむなく武器を取るのであって、分離独立する意思など更々ないと明確に否定していることに留意した場合、まさに本宣言は急進的な強硬派と保守的な穏健派との妥協の産物であったといえる。それに対し、離脱への不安から帝国内に留まることを切に望み軍事的な闘争から距離を置いていた穏健的な人々をより一層宥和するために採択されたのが、次の「オリーブの枝請願」であった。

オリーブの枝請願は、J.ギャロウェイ (Joseph Galloway) に代わって穏健派のリーダーとなっていた先のディキンソンの手により起草されたが、それは、国王への穏当で慎ましやかな請願こそがブリテンの政策に変化をもたらすと期待してのことであった。まず彼は、「陛下の大臣たちは、彼らの施策に固執し、それらを実施に移したために開戦へと歩を進め、われわれに自衛のために戦いの準備をするよう強いました」とした後、「……われわれは、……さらなる流血を阻止するために、そしてブリテン帝国を脅かす差し迫った惨禍を避けるために、われわれの安全と矛盾することなく力の及ぶ限りあらゆる手段を即時に行使するよう求められていると考えます」<sup>20)</sup>と述べて、武力衝突にまで至った原因はブリテン政府の秕政にあり、和解を求めようとするこの請願はあくまでブリテン帝国のために行うものであることを宣明した。そうして彼は、「……われわれは、グレート・ブリテンとこれら植民地との間にかつてあった協和が恢復されるだけでなく、協調が……その天恩を不朽にするほどに両者の間に揺るぎなく確立されんことをもっとも烈々と願っていることを、国王陛下に厳粛にご確約します」<sup>21)</sup>と述べた後、国王が植民地の不平の因に意を向けるとともに、両者の間に分け入り自ら影響力を行使して平和を恢復するよう直訴したのである。但し、ここで留意されるべきは、オリーブの枝請願が議会にではなく、国王に直接宛てられていた点にある。<sup>22)</sup> こうした穏健派に代表されるように、帝国からの分離に不安を抱き本国との和解を切望した人々にとって「グレート・ブリテンとの唯一の政治的つながりは国王その人」<sup>23)</sup>にあり、まさにそうした意味で植民地住民にとって国王は最後の砦であったといえる。しかしながら、それから半年と経たないうちにそれがまったくの思い違いであったことを、彼らははからずも思い知らされることになる。

他方、レキシントン・コンコードの戦いにより実際に本国と植民地との間で戦争が始まり、さらにバンカーヒルの戦いで植民地側の公然とした対

決姿勢が明白になったことから、国王と政府は態度を前にも増して硬化し、それに合わせて世論も反植民地感情を露わにする中で、表立って戦争反対を唱えにくい雰囲気は本国内で醸し出されていった。<sup>24)</sup> そうした状況を明敏に感じ取っていたロッキンガム (Marquess of Rockingham) は、7月11日パークに宛てた書簡の中で次のように述べている。

わたしは、目下のところ如何なる明白な危機もないと考えます。——国王陛下も、諸大臣も、はたまた一般民衆も今までのところ何の不安も有していません。しかし、数週間、あるいは数ヶ月するうちに彼らはみな不安を有するようになるに違いありませんし、きっとそうなるでしょう。』<sup>25)</sup>

ロッキンガムのこの言は、そうした大勢にあつて確たる勝算もなく行動を起こすよりも、むしろ「沈思のための時間」<sup>26)</sup> をおいて潮目が変わるのを待つのが得策であるといった考えによるが、それはパークの考えとは正反対のものであった。そのため彼は、議会が10月に開催されるのを前にして、今こそ行動を開始すべきであるとして、8月4日ロッキンガムに宛てて書簡を認めている。彼は、「しばらくの間、わたしは、見せかけの知足といったような一種穏やかで落ち着いた絶望に打ち沈んでいました。しかし、実にわれわれは、死者をも目覚めさせるに違いないほど大きなトランペットの音によってそれぞれの部署において奮い立つよう呼びかけられています」と述べた後、次のようにロッキンガムに出馬を要請している。

われわれは、種々の誤った申し立てと根拠のない請け合いにより戦争へと引きずり込まれました。ひっきりなしに続く敵対行為の遂行によりその戦争が何か良き結末へと至るといった如何なる類の見通しも可能性もありません。唯一の思案は、廉直なる人士がこの国に平和をもたらす最後の努力をなすかどうかということです。この種のことは、さらなる方策を準備するものとして人々の心の中に吹き込まれるはずです。<sup>27)</sup>

パークが行動を促す書簡をロッキンガムに宛て

たのは、時間を無為に過ごせば過ごすほど事態がさらに悪化するの火を見るよりも明らかであると思念されたからに他ならない。8月17日頃にオハラに宛てた書簡の中で彼は、彼らを取り巻く状況について以下のように論じている。

国民の現在の傾向はまったく前例のないものです。内閣の諸施策については是認を表明するどんな立場であれ、またどんな党派であれ、最小限度の良識をもって考え、あるいは行動するような者など誰一人としてみられません。と同時に、方向転換、あるいは計画の変更を努めることにより事態がより良い状態になるように歩を進めようとする者もめったにみられません。ある人たちに襲いかかる絶望、そしてほとんどすべての人々に降りかかる物憂さは驚くべきですし、わたしが想像しうるものよりも、破滅の運命にある一人の人間の諸力を麻痺させ、無力にする何か超自然的な原因によりもたらされる結果により似ています。人々は、公共の不始末と誤りを正すための自主政治 (free government) という頼みの綱をすっかり忘れてるように思われます。<sup>28)</sup>

そうした現状理解から彼は、8月23日に行動の緩慢なロッキンガムを急ぎ立てるべく長文の書簡を再度送付している。これは7月11日付けのロッキンガムの書簡に対する正式な返信で、彼は、その中で「この一切の事態にあつてわたしは、わたしの観察と情報が完全に閣下と一致するのを見出します」とした後、「いや実は、ただ一点わたしは不幸にも意見を異にします。わたしは、数週間、否、数ヶ月、数年たとうが、国王や大臣、民衆が意識を持つようなことはないだろうと思います」<sup>29)</sup> と述べて、ロッキンガムの考えに異を唱えている。

パークは、「この危機に際しての、国民の一般的気質に関する閣下の所見は間違いなく公正です。もし某かの兆しが外観から見て取れるならば、国王は政府の現状に完全に満足しています。……大臣たちもまた完璧に安穩としています。イングランドはしっかりと態勢を整えたヨーロッパを前に戦力を奪われているのに、彼らのほとん

どは、田舎で楽しんでいます。ジブラルタルとミノルカは外国人の保護下にあります」として、国王や大臣がブリテンを取り巻くヨーロッパの国際情勢、ならびに植民地情勢の実際を十分に認識せず、楽観視してその行方について一片の危機感すら有していないことを指摘した後、民衆が置かれている情態について次のように描写している。

彼ら〔イングランドの善良なる人々〕は、彼らが黙許するよう誘導されてきた、かの政府の特性を日々ますます帯びているように見えます。わたしは、ここ2、3年の間に国民性に大きな変化が起きたと確信しています。われわれは、以前はそうであり、そしてほんのちょっと前までそうであった、熱心で、好奇心が強く、油断もなく、激しやすい人々ではもはやないように思われます。民衆は、過去を振り返るにしても何の喜びも何の憤りもなく、将来に目を向けるにしても何の希望も何の恐怖もありません。誰もこれまで遂行されてきた諸施策を賞賛することもなく、また準備中の諸施策からは如何なる良きことも期待しません。しかしそれは、気を減入らせる物憂い考えです。……それは、如何なる熱情も掻き立てず、如何なる行動も促しません。<sup>30)</sup>

このように民衆の無気力・無感情な現状を詳らかにしたパークは、民衆をして唯々諾々と黙許するよう仕向けた政治の実際にその原因を求めた上で、民衆をそうした不活発な状態から目を覚まさせるために、まさに「トランペットの音」宜しく、ロッキンガムを中心とした少数の者が早急に旗幟を鮮明にして行動を開始すべきであるとして、次のように述べている。

意識を、すなわち体制の修正ないしは変更に向かうような意識を民衆にもたらすには、計画と統御がなければなりません。民衆の気分と意見の一切の方向付けは、少数の者から生ずるに違いありません。おそらくそうした気分と意見の多くはそれ自体、そうした方向付けに負っているに違いありません。重大事が素材を与え、時間が傾向をもたらします。し

かし、行為のみが彼らを某か有用な目的へと向かわしめるのです。<sup>31)</sup>

彼がこのように論じたのは、「もし事態がこのまま放置されるならば、国家は、威光と繁栄の頂点から愚かで野卑な最低の状態にまで、特別なこの衰微の階梯に誰一人として注意を払うこともなく、それについて問いかけることもなく、……まっすぐ静かに滑り落ちるやもしれない」<sup>32)</sup>と思念されたことによる。というのも、「われわれは商人を当てにしていますが、それは無駄というものです。彼らはわれわれから、そして彼ら自身からも離れていきました」<sup>33)</sup>と述べているように、印紙法危機にあって請願等を通じて政府に圧力をかけた商工業者や貿易業者たちは、いまや糧食・軍需品といった戦争特需やロシアならびに東欧との貿易の活況等によって充分なる利益を得ており、植民地をめぐる危難に対してまったく関心を有していなかったからである。

商人が当てにできない以上、院外で残るは一般民衆だけである。それゆえパークは、民衆の中に分け入り「民衆の気分と意見の一切」を方向付けていく必要性を説いたわけであるが、その際に彼が何よりも憂慮したのは、政府の御用機関に墮して現時の危難を招く片棒を担いだ議会の有り様である。彼はいう。「大きな害悪と危険は、議会の、この戦争における充分にして決定的な関与でしょう。われわれは徹底的に巻き込まれるでしょう。そして、イングランドの名を汚すのか、はたまたアメリカを奴隷化することによる以外、いかなる逃げ道もないでしょう」<sup>34)</sup>と。なればこそ、彼は、「もし野党全体が院外から如何なる類の支持も得られえないならば、それは完全に不能になるということを、われわれは自覚しています」<sup>35)</sup>と述べた後、次のように再度ロッキンガムに懇請するのである。

神掛けて申しますが、閣下の名声、閣下の義務、そして貴賤を問わず閣下の意見を公言する者すべての義務と名誉は、今時にあって、差し迫っている大惨禍を避けるために、われわれの手を血で汚さぬために、そしてもし可能であれば、我が国の貧しく、浮ついた、思

慮の足りない民衆をこの悪意に満ちた戦争に猛然と突き進ませぬために、誠実な衷心からの努力を必要とします。もし努力が選択の自由のないものであるならば、それは志操正しきものです。<sup>36)</sup>

そうして最後に、彼は、「少数派は戦争を案出したり、あるいは遂行したりすることはできません。しかし、十分に良く組織され着々と行動する少数派は、戦争をあまりたやすく進ませないといったようなやり方で戦争への流れを妨げることができます」<sup>37)</sup>と述べて、植民地問題の解決に向けた彼の並々ならぬ願いを吐露して結んでいる。

しかしながら、こうしたパークの懇請もロッキンガムの態度を変えることはできなかった。9月11日パークに宛てた書簡の中で彼は、「わたしは、惨禍がこの国に近づいているとの考えについてあなたと完全に一致します」といい、「またわたしは、一般民衆がまだなおある種無気力な状態にあることもあなたと意見を同じくします」と述べて、パークの意見に同調しはしたものの、「しかし、わたしは、民衆が長い間かけて彼らの目を見開くだろうとの期待をまったく捨て去ることはできません」といい、また「グレート・ブリテンの大半、とりわけ商業分野などが不自由を感じて目を覚ますでしょう」<sup>38)</sup>と述べて、議会が開催されるまで待つべきであるとの考えを再度提示した。このとき彼の頭にあったのは、第一に両院が合同して国王に対し建白書あるいは陳情書、請願書を提出するという方法、第二に植民地に対して厳しい措置が議会において決議された場合、議会欠席を断行するという方法の二つであり、<sup>39)</sup> 結局、民衆の中に分け入って世論を喚起していくというパークの提案については触れられることはなかったのである。

この点で、ロッキンガムの決断力のなさや指導力のなさは今に始まったことではなく、印紙法危機の際にみられた優柔不断さや日和見主義がまたぞろ顔を出したというところであるが、パークは、倦むことなく、9月14日に今一度ロッキンガムに宛てて書簡を認めている。その中で彼は、「わたしは、わたしの最後の主題に関する閣下の決定を

とてもじりじりしながら待っています」<sup>40)</sup>とした後、「わたしの心にあるただ一つの論点はその時期です。わたしは、議会が開催される前に何かなされないのならば、その後何をやろうとほんの少しも役に立たないだろうと、絶対的に確信しています」<sup>41)</sup>と述べて、議会が開催される前に是非にも行動を起こすべきであるとした。しかしながら、9月24日付けのロッキンガムの返信は期待に沿うものではなかった。否、まったく愕然とさせるものであった。<sup>42)</sup> ロッキンガムは、その中で「イングランドの民衆の大部分は、今や政府、宮廷派および彼らの教唆者の虚言と奸策によって連れさられ、その結果アメリカに対する狂暴な諸施策がこの国のあらゆる階層または専門的職業や一般的職業の大多数の人々によってすっかり受け入れられ支持されています」といい、また9月11日付けの書簡の言とは異なりいささか突き放したように「わたしは、国民の大部分が彼ら自身の破滅を助力・促進しているのを見て悲嘆し、そしてある程度の害悪の経験以外何も一般民衆に正しい判断力をもたらすことはできないと考えます」<sup>43)</sup>と述べている。そうして彼は、パークの懇請には一切触れることなく、「実にわたしは、議会招集後に異議申立ての措置を講ずることが廉直で志操正しき人間としてのわれわれの義務であると、ますます確信しています」<sup>44)</sup>と述べて、ただただ持論を繰り返すだけであった。已ぬる哉。パークは、10月1日、もっとも必要だったのは最終決定であったとして、「不本意ながらもそれに完全に従うつもりでいました」<sup>45)</sup>とロッキンガムに書き送っている。

植民地をめぐる情勢が刻々と悪化していく中でロッキンガムの最終的な返答はパークにとってこの上なく歯がゆいものであった。とはいえ、可能であるならば、本国と植民地とが戦争の泥沼へとひた走りに突き進んで行くのを何が何でも食い止めたいたいというのが、この時の彼の心情であった。彼は、ロッキンガムの最終的な決定を受け取る前からすでにその内容を予期していたに違いない。なればこそ、彼は、9月26日にロッキンガム派の有力者でアイルランドに強力な縁故を有していた



リッチモンド公 (Duke of Richmond) に宛てた書簡において、公の甥にあたるリンスター公 (Duke of Leinster) や公の義弟で有力なアイルランド下院議員の一人であるT.コノリー (Thomas Connolly) 等を通じて、戦争反対に向けてアイルランド議会对に影響力を行使するよう懇請している。というのも、当時アイルランド国内は、本国とアメリカ植民地とが戦争状態に陥ったことで大きく揺れ動き、ブリテン政府の強硬な植民地政策に対してそれを是認するか否かがアイルランド議会对で討議されることになっていたからである。<sup>46)</sup> 彼にとってアイルランド議会对による植民地政策の不支持は、現時にあって、本国が植民地との戦争にひた走るのを押しとどめるのに効果的な方策であると思念されたのである。<sup>47)</sup> リッチモンドに宛てた書簡の中で彼は、「閣下は、いつ如何なる時も、他の誰よりもより多く事をなすことができます。現時にあって閣下以外の誰が、民衆に対してもっとも本質的に有用であるとわたしが理解することをなしましょうか」として、次のように述べている。

もしそちらで間もなく招集される議会对が好意的な居申調停 (*mediation*) を行うならば、そして国王に対して哀愁を帯びた請願を送付し、かつこちらの両院に書状を送るならば、それらは必ずや成功するでしょう。もしこれに王国外で使役され、事実上彼ら自身のもっとも明白な権利および恩典に反して使役されている軍隊への臨時的な助成金および補給物資の停止を加えさえするならば、彼らは、帝国全体を破滅的な戦争から守るでしょうし、そして支出よりも節約でもって、平常心を失ったこの国がその属領の一切を奴隷化することにより自滅へと向かう計画を打ち立てるのを防ぐでしょう。内閣は、直ちにヨーロッパ全体との戦いを抱え込みたくはないでしょう。<sup>48)</sup>

当時アイルランドでは戦争による植民地貿易の途絶もあって政府の植民地政策がすこぶる不評である中、リッチモンドもリンスター公等を通じて議会对に積極的に働きかけたが、植民地と和解して戦争を終結するよう促す野党側の修正案は58対90

により否決され、パークのもくろみは露と消えることとなった。とはいえ、これは、アメリカとの和解に向けた執念ともいえる彼の並々ならぬ思いのなせるわざであった。彼は、リッチモンドに宛てた書簡の中で「わたしはまた、国民の大多数のぞっとするような無関心および中立的態度について認識しています。しかし、理論的な絶望は、行動することがわれわれの義務であるところでは許されざるべきことです」<sup>49)</sup> といい、また「われわれは失望していませんし、失望するときでさえ、われわれは徐々に進むでしょう」<sup>50)</sup> と述べている。これこそ、後年「行動する哲学者」を自負した彼の真骨頂であるということが出来る。

まさにその言葉通り、ブリストルにおいてチャンピオンなどの手を借りながらアメリカとの和解を嘆願する請願運動を主導していたパークは、10月11日ジョージ三世に接見して「ブリストル請願」(Bristol Petition) を提出している。これは、政府の強硬な政策を後援する官製的な請願に対抗してブリストルの商工業者を中心として和解政策を嘆願することを主目的としていたが、実際のところこの請願はもっぱらパークの手によるものであった。その中で彼は、もし国王により時宜に合った介入がなされないならば、植民地の騒擾は永続的で破滅的な内乱へと至ること、そして現在の施策が無思慮にも継続されるならば、植民地は完全なる離反へと突き進むことを確言し、さらにブリテンがこれまで植民地から多大な利益を得てきたことに触れた後、次のように持論を展開している。

われわれは、将来、荒れ果てた植民地と憤激した民衆に向けて派遣される陛下の軍隊によって獲得されうる勝利から、この王国の通商または歳入に対して良き結果がもたらされうると予見することなどまったくできません。<sup>51)</sup>

続けて彼は、「世界の彼の地にいる我が同胞臣民は、彼らの古くからの母国に対する親愛の情と敬意を決して失ってはいませんし、また商業における榮譽と個人に帰属する正義の諸原理からも決して逸脱してはいません」として植民地を擁護した後、商工業者・貿易業者の立場に立って「……

われわれは、陛下に、本港の貿易と王国の大部分の生存がアメリカの臣民の見事にして協和的な行動に大いに依存してきたことを確約致します<sup>52)</sup>と論じている。

さらにパークは、ブリテン議会の国制上の優位性について「どうみてもこの優位性が単なる力によって保持されるわけでも、またブリテンの植民地に居住する非常に多くの人々の信頼を獲得することなしに、そしてその親愛の情を涵養することなしに保持されるわけでもないことを確信しています」として優位性を維持する際の要諦を示した後で、「陛下の先見の明ある賢明な指揮の下に植民地に対する本王国の古来の寛大で幸福な処遇への回帰からもっとも有益なる効果を祈願する理由があります<sup>53)</sup>」と述べて、植民地に対する分別ある譲歩を国王に強く懇請している。そうした上で彼がその一ヶ月後の11月16日下院にて行うのが「再度の和解演説」であるが、これについては次節でみることにする。

### 3. 「再度の和解演説」

先にも触れたように、第二回大陸会議が開催されて以降、国王ならびに政府は、植民地に対してますます強硬な姿勢を示すようになっていった。コグリアーノは、「1775年が始まるにつれて、国王も、内閣も、議会も植民地と折り合うつもりなど毛頭なかった<sup>54)</sup>」と指摘しているが、そうした傾向をとりわけ強めたのは、大陸会議が本国との武力闘争を組織・遂行する常設機関として機能する中で主権をめぐる問題がより一層重大性を帯びていったことによる。そして、このことをブリテンにあって早くからより明確に認識していたのが国王ジョージ三世その人であった。<sup>55)</sup> ジョージ三世は、オリーブの枝請願についてはそれを完全に無視・黙殺する<sup>56)</sup> 一方で、「反乱と扇動を鎮圧するための国王宣言」(The king's proclamation for suppressing rebellion and sedition) を8月23日に布告して、植民地は公然たる反乱状態にあると宣した。それは、植民地人が法の執行にことごとく抵抗するだけでは飽き足らず、本国に対し「不忠に

も戦争を準備し、命令し、開始している」と思念されたことによる。と同時に、また彼は、植民地の立場に同情的な者たちにより反乱が鼓舞され助長されてきたとの理由を挙げて、「反乱を鎮圧し、反逆者を法に照らして処断するために最大限努力する」ことを、軍事たると民事たるとを問わず、すべての官公吏に義務づけ法の厳格な施行を命じた。<sup>57)</sup>

さらにジョージ三世は、それにたたみ掛けるかのように、10月26日議会開会に際し上記宣言を具体化するために踏み込んだ内容の所信を表明するとともに、「ブリテンが彼ら〔アメリカ人〕を打ち負かすためにあらゆる対策を講ずる<sup>58)</sup>」つもりであることを明らかにした。まず彼は、甚だしい虚言・妄言によってアメリカの民衆を過度に刺激して「反抗心、敵意、反乱を公言する」者たちは「軍を興し、海軍を徴集し、国庫歳入を掠め取り、そして立法・行政・司法の三権をほしいままにして、……もっとも恣意的な仕方で行っている」として大陸会議の主権的行為の無法性を強く非難した後、「今般始められた反抗的な戦争はより全般的なものとなってきており、それが独立帝国を樹立するために拡大されているのははっきりしている<sup>59)</sup>」と述べて、植民地が独立を志向しているのは自明であるとした。それに続けて彼は、「もっとも断固とした奮闘努力により即座にこれらの無秩序に終止符を打つ」ために、陸海軍の増員・増強を図っていることを明らかにし、ハノーファーから部隊を借り入れて「王国の権威の維持」を目的に本国の常設軍を植民地に振り向けることを示唆する一方で、「この軍隊が差し向けられるであろう、不幸で欺かれた一般民衆が自らの錯誤に気づくならば、誤って導かれた者たちを優しさと慈悲でもって受け入れる用意がある」とした後、「その地にいる確かな者に大赦または特赦、免責を行う権限を授与する<sup>60)</sup>」ことを言明し、植民地の鎮圧に向けたなり振り構わぬ姿勢を鮮明にしたのである。

このようにジョージ三世の開会の辞で始まったブリテン議会は、国王の意を体してドイツ人傭兵部隊の受入れを決定するとともに、陸海軍の強化

を目的とした予算案をやつぎばやに可決した。しかもそれに加えて、ブリテン本国とアメリカ植民地との間の貿易・通商を全面的に禁止するとともに、海上を封鎖して、植民地の船舶を拿捕する権限をブリテン海軍の士官および乗組員に付与することを主内容とするアメリカ禁止法案がノースの手により議会上程されるのを待つばかりであった。パークが「再度の和解演説」を行うのはまさにそうした喫緊な状況の中においてであった。この演説は「アメリカにおける現在の紛争を収束するための決議案」(Bill for Composing the Present Troubles in America)を動議するために行われたもので、彼は、ウィルトシャー(Wiltshire)の服地製造・販売業者の請願を前置きとして提示した後、「内乱にあって寛大な施策を勧めた……彼ら[野党]の節制は熱意の欠如に、そして彼らの公共の安全への懸念は気迫の欠如に帰され」、また「この特別な時機にあって彼らが本院に対し寛大な行為に心を傾けるよう説くことは、何であれ、反乱を賛助するものであると解される」として、議会の現状ならびにそれがもたらす異様な害悪について次のように論じている。

非常に多くの奸策、非常に多くの威迫が用いられており、もしそうしたことが彼らの国の平安に対する決意の固さを申し分なく享有する支持者によって反対されないならば、討論の自由の一切、それどころか公然とした論議の一切は終焉を迎えることになるだろう。<sup>61)</sup>

そうしてパークは、「この国をその苦境から救出するために最善を尽くす」べく、「現在の紛争の主な原因の一つであった一般的な議論や曖昧な感慨」から脱して、「これまでに発議された、あるいは発議されるかもしれない幾つかの計画の有用性」についてそれをこと細かく検証し、その採るべき道を指し示すことが「自己の責務」であると述べて、第一に「完全な制圧を目的とした純然たる戦争」、第二に「戦争と交渉の両様」、第三に「譲歩に基づく和平」<sup>62)</sup>の三つを挙げて本題に入っている。

第一の「純然たる戦争」であるが、パークは、これを「制圧による直接的な仕方」と「困窮によ

る間接的な仕方」の二つに分けて説明する。しかし、いずれの仕方であろうと、それはブリテンを戦争の泥沼へと至らしめ、アメリカ植民地を疲弊・荒廃させるに過ぎない。それゆえ、ここでの彼の目的は、戦争の継続は本来的な目的に合致しないことを示すことにある。まず、制圧を目的とした仕方について彼は、「この国[ブリテン]の資力が卓絶しているというのは良心からして納得できない」<sup>63)</sup>という。アメリカに駐留する軍隊の総数は26,000名にも満たず、しかもあくまでそれは紙上の数字である上に、新兵補充の困難さを考慮に入れた場合、そうした計画を実施すること自体あまりに無理があるとする。次に、困窮を目的とした仕方について彼は、「人々を最高度にいらだたせるかもしれないが、……それは、独立心の強い人々を窮迫させるのに適しはするが、不従順な臣民を強制するには適さない類の戦争である」という。しかし、ここで彼がとりわけ留意するのは、「それは速やかなる解決をもたらさない」<sup>64)</sup>という点である。彼は、「この国はアメリカとの戦争を続ける能力をまったく欠いて」いるがゆえに、戦争が遷延すればするほど、フランスの介入を必然ならしめるだろうと警告する。その際、彼は、かつては「ヨーロッパ随一」と謳われたフランスの軍事力もいまでは「5番目」にまで下がっているが、「もし、フランスがわれわれを打ち負かすことができれば、確実にその地位を恢復するであろう」として、次のようにいう。

今や、フランスは、ほとんど何の危険も、あるいは何の財政的困難もなく、世界で随一の海運国となる好機である。あらゆる貿易部門に投資すれば、フランスは必ずや卓越した地位を手にするであろう。<sup>65)</sup>

そうしてパークは、「神の格別な神意をおこがましくもあてにする人々は、慎慮あるいは先見の明もなく行動することにより、神の月並みな保護により遺棄されるに値する」として、第一案を否定する。そして、彼は、「われわれは、事物の自然および構造から生ずる難事を回避することはできないし、アメリカを今よりもわれわれにより近づける、あるいは神がそのように創造され給うた

ものとは異なった性質の国にすることなどできない」と述べた後、譲歩における要諦を次のように論じている。

諍いをどうにかこうにかして調停することのできない人たちは、分断した国民に降りかかる害悪を耐え忍ばなければならない。自国内の諍いに関してどのような類の平和的な調停も不面目であるなどといったことは決してない。外国には一つの点で譲るのに対して、譲歩する相手がイングラ人である場合、むしろ百の点で譲る。われわれは、互いに譲り合わなければならない状況の中にある。<sup>66)</sup>

次いでパークは、第二の「戦争と交渉の両様」を俎上に乗せるが、これは内閣において採用されてきているものであり、彼は、「実際のところそれは非常に偏狭であり、偏狭であるがゆえに非常に人を惑わす」と批判する。中でも彼が問題視するのは、議会開会の辞で明らかにされた恩赦・特赦の類である。彼は、「ぎょっとさせるような恣意的権限は、危険なまでの不公平を奨励し、かつその国を鎮めるところかむしろ混乱させる向きがあるので、誰であろうと、委ねられるべきではない」といい、また「恩赦の基準は、臣民に対し委任される場合、彼らの快・不快にではなく、ある一定の条件での犯罪の承諾・不承諾にあるべきである」<sup>67)</sup>と論じている。さらに彼は、誰を交渉相手とするのかという問題に触れて、政府が大陸会議といった総会議（General Congress）ではなく、個々の植民地議会を対象と考えていることに非を打っている。マサチューセッツ植民地議会はマサチューセッツ統治法によりすでに解散させられており、そもそも交渉相手となる議会そのものが存在しない。彼は、「その苦難が戦争それ自体の原因であったために、この植民地は戦争の事実上の中心地であった。それゆえに交渉はその入り口で躓くことになるに違いない」といい、かてて加えて、諸々の植民地はそれぞれに異なった国制、気質および意見を有しており、それゆえ「植民地との交渉は決して終わりを迎えることはできない」<sup>68)</sup>と述べて、個別交渉が事実上不可能であるとの考えを示している。

続けてパークは、交渉の目的・内容に論を進めて「歳入を目的としたわれわれの課税権に関する実地的な認識」について吟味する。その際彼は、歳入が名ばかりではなく、実際に利益をもたらすものであることを前提に、「もしそれが利益をもたらし、生産的であるならば、それは、ノースの提案、つまり議会の権限により植民地に分担額を醸出するよう強いるという提案に服することによるのか、はたまた彼ら自身の議会の自由意思から出た贈与により、古来の様式に同意することによるのかの、いずれかということになる」<sup>69)</sup>と論じている。当然にもここでの彼の答えは後者である。なぜなら、「ノースの和解案」は、すでに7月31日の大陸会議において正式に拒絶されていたからである。彼は、「彼らが彼らの議会によって譲与するという彼らの古来の様式を頼みにするよう、要求しさえすれば、彼らは、彼らの能力に応じて、彼らの能力がいかにあるのかについて最良の判定者である彼ら自身の推計により寄与する用意があることを、この紛争の最初から最後まで何度も何度も宣言してきた」と述べた後、次のようにいう。

その能力は、これらの紛争の継続によりたとえ完全に破壊されなくても、摩耗するだろう。この武力を伴った課税交渉は、それゆえにそれ自身の目的を必然的に打ち砕き、そしてわれわれの権限か、はたまた彼ら自身の議会の権限かのいずれかにより歳入を挙げるといった可能性を永遠に妨げるだろう。<sup>70)</sup>

そうしてパークは、「戦争と交渉を組み合わせた計画は、将来の如何なる良き目的にも適いえない」<sup>71)</sup>と断じて、第一案に続けて第二案も否定した後、自らが最良の道と考える第三案の平和を目的とした「交渉に先立つ譲歩」について淡々と論を進める。彼は、「どんな交渉もたいして信用しないし、武力を伴った交渉などまったく信用しない」と述べて、交渉そのものについて懐疑的な姿勢を示した上で、「下院は、植民地に対して某か譲歩する必要があるかどうかを判断すべきときである」として、次のようにいう。

もしそうした譲歩が必要であると思われるな

らば、下院は、すぐさま、そして彼らの自発的な仁慈としてそうすべきである。これは、提案された交渉に基づき譲歩よりも、彼ら自身に関してより重々しく、植民地の静謐に関してより効果的である。<sup>72)</sup>

彼が譲歩を行うに際して下院が適任としたのは、何よりも「交渉の第一の基礎は信用」<sup>73)</sup>であって、砂糖法制定以降10年に及び強圧策に終始してきた政府よりも、議会による譲歩の方が確実性において優れていると思念されたからにはほかならない。

紛争の初期にあってならいざ知らず、もはや今となつては『和解演説』の中で主唱された強圧諸法の撤廃だけでは如何ともしようがない。なればこそ、パークは、「今や事態は別の基盤の上にある」としてより一層の譲歩が必要不可欠であるとみなし、課税権の放棄に踏み込むのである。彼は、「あらゆる事柄にあってこの王国の立法権を余すところなく保つことを常に願ってきたし、忌まわしく、そしてこれまで行使されることのほとんどなかった部分ですら放棄されるのを大いなる悲嘆でもつてみる」とした上で、次のように述べている。

公的評議機関の行動原理 (maxims) が迅速でないとき、法が慎慮の欠如を補うのは必然である。あらゆる国にあって絶対的な権力に対して制限が設けられてきたのはこうしてであり、このためである。そして、権力は (たとえ絶対的でなくても)、そうした制限により破壊されるのではなく、保たれるのである。<sup>74)</sup>

彼は、「現時のこの争いの起こりが課税問題にあったのは明らかである」として、「争いの原因が存続する間、決して彼らは一瞬たりとて静謐を享受することはできない。……それを放棄することは、アメリカの自由と帝国全体の静謐にとってと同様、他のすべての事項における彼ら自身の権威の保持にとってもきわめて重要である」と述べて、次のように言明する。

グレート・ブリテン議会は、アメリカの代表者ではなく、主権者である。主権は、その性質上、抽象的な統一体といった観念ではなく、被治者の気質および事物の状況に従い、大い

なる複雑化と無限なる修正が可能である。……統治は、それらに適合するべきであり、事物の自然に順応するべきであって、それらを力でねじ伏せようと努めるべきではない。課税は一つの集合体として把捉される社会の至高なる権力に内在するとはいへど、それがその社会の某か特定の権力に属さなければならないということにはならない。<sup>75)</sup>

岸本は、「課税は」以下の最後の4行について「いささか漠然とした表現ではあるが、実のところそれは植民地に対する課税権を主権から切り離し、その放棄を述べたものである」とした後、「それは、パークがこれまで固く信じ、頑なまでに保持し続けてきた宣言法の修正ないしそれを実質的に否認したものであり、彼の対アメリカ政策の根本的な変化を意味するものであった」<sup>76)</sup>と述べている。課税権の放棄という前半部について異論はない。また後半部の宣言法の修正についても異論はないが、しかし宣言法を「実質的に否認したものであり」という点についてはいささか疑問を抱かざるをえない。というのも、当時「植民地の政治的ヒュドラ (難問)」<sup>77)</sup>とされていた宣言法の撤廃について彼自身、以下のように述べているからである。

宣言法を撤廃するのは不可能である。というのも、それは、議会をして誤った提案を行い、根拠のない主張をしたかどで自らを告発するも同然だからである。イングランド議会の不名誉はアメリカの自由を請け合うに何の足しにもならない。逆に、われわれの不実は信用を得るに不適當な根拠となろう。課税の大計画は宣言法に先立っており、その結果ではなかったにもかかわらず、宣言法は、あたかもそれが課税の根拠であるかのごとく誤って伝えられてきた。<sup>78)</sup>

この宣言法の撤廃について編者のラングフォードは、脚注で「ここでのパークの言葉から、もし植民地に対する課税政策が放棄されるならば、宣言法は救われうるといった望みにまだなお彼が固執していたのは明らかである。しかしながら、平和を回復するに必要とあれば、宣言法を断念する用意があるとの、彼の以前の陳述に裏表がないこ

とを疑う理由はない」<sup>79)</sup>と評している。ここでラングフォードが触れている「彼の以前の陳述」とは、1774年12月20日に行われた地租に関する演説の一説である。その中でパークは次のように述べている。「もし宣言法がすべての害毒をもたらすといった呪われたものであったならば、それを放棄するより致し方ない。アメリカとの平和のためにはあらゆるものを犠牲にする覚悟はできている」<sup>80)</sup>と。これは、その文言からも明らかなように、極めて極端な仮定を前提とするものであり、ことほどに彼にとってアメリカとの和平が重大事であったことを指し示していると考えるのがより自然である。というのも、それは、宣言法に基づきなされてきたことの一切切が水泡に帰すことになるのを意味したからである。彼は、「その法律は、課税については特段に何も触れず、むしろ植民地に対するグレート・ブリテンの立法権の普遍性について確言している。もしこの法律が撤廃されるならば、それは、そのように撤廃される法律にあってその確言と同じほど広範囲な立法権の否認となるだろう」<sup>81)</sup>と表明している。

ここでのパークの本意は、「諍いの原因は課税であって、それが除去されれば、残りはたいしたことはない。というのも、完全なる独立の欲求は植民地において一般的である、ないしは一般的となり得るといったことは真実ではないからである」<sup>82)</sup>と述べていることから明らかなように、課税権の放棄、この一事に尽きる。ジョージ三世と内閣の強圧姿勢にもかかわらず、植民地住民の大多数は、まだなお帝国内に踏みとどまることを望んでおり、独立を志向しているのは一部少数の急進的な強硬派だけである。彼は、「この決議案で、もし共同の分別がその将来の構造と経営において用いられるならば、統治が定着し落ち着くのを可能にするような本望の基礎がアメリカの穏健な人々すべての心の中に据えつけられる。その最初の作用においてそれはアメリカを類別する真の方法となるだろう」とした後、次のように論じている。

植民地と植民地の類別でも、あるいは富者と貧者の類別でもなく、また地主階級と貿易業

者の類別でもなく、平和を好む人々と党派的な人々との類別、静穏を好む人々と野心に燃える人々との類別、帝国の和合を支持する人々と独立を計画する人々との類別である。これは、アメリカの自由の基準を、ブリテン政府を支持する人々の手に委ねるだろう。<sup>83)</sup>

そうしてパークは、歳入を挙げることを目的に本国議会から種々の過重な負担を課されてきた植民地住民はこの上なく不当に扱われていると思念したことから「大きな紛争が起きており、もし適切なる救済策が用意されなければ、それは継続しそうである」<sup>84)</sup>として、譲歩に基づいた和解案を明示する。その主たる項目は次の四つである。彼は、第一に、本演説内で明言されたように、課税権を放棄し、「植民地議会の自発的な譲与」を除き、本国議会は上納金、臨時特別税、徳税といった諸税を含め如何なる類の税も賦課・徴集しないこと<sup>85)</sup>、第二に、「植民地住民の心から一切の疑念と不安を取り除く」ために、爾後、通商規制を目的に議会法が制定された場合、それにより徴集された関税は、「あたかも植民地議会の権能により徴集されたかと同様に、植民地議会の自由裁量」に委ねられること<sup>86)</sup>、第三に、大陸会議を適法として、植民地議会は大陸会議に代表者を派遣すること、ならびに諸植民地の代表者により構成される大陸会議は諸植民地を拘束する立法的権限を有することを承認すること<sup>87)</sup>、第四に、一連の強圧諸法について、それは、「植民地の不満を大いに増大させ、アメリカにおける紛争を焚きつけた」がゆえに、「アメリカにおける陛下の臣民の心を宥め、寛大な処理により不服従を改善する」ために撤廃されること<sup>88)</sup>を挙げている。

この演説を3月22日に行われた先の『和解演説』と比べたとき、「独立分離という名目ただ一つを除いた植民地の要求への全面的な同意と言うべきものであった」<sup>89)</sup>と中野も指摘するように、それは、危機的な状況の中であって実際に最大限可能な譲歩であったということが出来る。ラングフォードは、「パークの立場の一層の修正を表明した」この再度の和解演説について「聴衆に対して彼の最初の和解演説が与えたのと同じ衝撃を与

えたとは言いがたい」ものの、「パークは今や一般に認められたアメリカの自由の擁護者であって、……それゆえ彼は、訓練を積んだ闘士の、研究され十分に考え抜かれた見解を率直かつ抑制された仕方でさらりと披露することができた」<sup>90)</sup>と評している。このパークの決議案は、結局、210対105によりまたしても否決されることとなったが、先の『和解演説』と比べて票差がかなり縮まっており、これは、彼の主張が「報道機関と同様、下院議員によっても比較的首尾よく受け取られた」<sup>91)</sup>結果であることを示すものであったといえる。そして、最大限可能な譲歩を示した彼のこの「再度の和解演説」は、それが主としてまだなお独立にまでは踏み切れないでいた大多数の穏健派・中道派に向けられたものであったことを考慮に入れた場合、もし和解案が可決していたならば、そうした人々が独立も止むなしとするのを思いとどまらせることができたやもしれない。

しかしながら、それもまた已んぬる哉。アメリカ植民地では険悪なムードが日を追って植民地全体を覆いつつある中で、とどめを刺す形となったのが12月22日のアメリカ禁止法 (the American Prohibitory Act) の可決・成立であった。<sup>92)</sup> その「邪悪かつ冒瀆的な」性格よりもたらされる「徹底的にして広範囲な破壊」<sup>93)</sup> がブリテンとアメリカ植民地との間にさらに取り返しのつかない間隙を生み出し、帝国からの離脱をますます推し進めると想念したパークは、翌1776年1月7日オハラに宛てた書簡の中で、「戦争の結果がどういったものであろうと、かの人々はわれわれから永遠に遠ざかってしまったと思います」<sup>94)</sup> と慨嘆している。ジョージ三世の議会での演説内容がアメリカに到達するのは1776年1月になってからのことであるが、この間に大西洋の両側で起きた様々なでき事が一塊となって堆積していく中で、アメリカ植民地は、いよいよ独立に向けた動きを本格化させていくことになる。しかしながら、同年2月に独立そのものが大陸会議で実際に討議されるようになった際に「ニュージャージー、デラウェア、ニューヨーク、ペンシルヴァニア、メリーランド

を含む多くの植民地がまだなおそれに反対」<sup>95)</sup> し、分けても「ニューヨークとペンシウヴァニアは、少なくとも1776年6月まで独立に強く反対した」<sup>96)</sup> という事実留意した場合、保守派と中間派を主たる対象として、『和解演説』で提示された一連の措置に課税権の放棄と広範な自治権の賦与等を加えた「再度の和解案」は、政府・議会が強圧姿勢をますます強め、世論もそれを強く後押しする中であって、アメリカ植民地との和解に向けた気高くして善良なる精神の発現を示すものであったといえる。<sup>97)</sup>

パークのこの「再度の和解演説」は3時間半に及ぶ大演説であったが、公刊されなかったこともあり、『課税演説』や『和解演説』と比べてこれまであまり顧みられてこなかったのが実情である。<sup>98)</sup> この点で、「実際パークは、新しいことはほとんど何も述べておらず、なじみのあるロッキンガム派の妙案の焼き直しに過ぎないものであった」<sup>99)</sup> と断じ、パークが課税権の放棄に関しそれを議会制定法により立法化することで主権を保持しようとした点について「宣言法を救い出そうとする巧妙な試み」とみなして、「ロッキンガム派は、依然としてそれ自身の過去に囚われたままであった」<sup>100)</sup> とするロックの解釈は、そうした実情を明確に示している。またコニフも、「彼の案の基本原理は自家撞着である」<sup>101)</sup> と断じ、「議会がその立法能力を否定することを立法化する」という「巧妙な」それは、仮に受容されたとしても「議会が放棄した主権は、依然として将来においていつか復活される状態にあることになる」と述べて、それを「空想的な考え」<sup>102)</sup> だとみなしている。

まず、ロックの解釈についてであるが、彼はまた、「多くのアメリカ人が実際に独立を望んでいるということを否定して、パークは、彼の決議案が和平と協和を恢復する見込みを提供すると主張した。パークは、まだなお「印紙法が撤廃された」1766年の世界を生きていた」<sup>103)</sup> とも述べている。1765年3月22日に印紙法 (the Stamp Act) が可決・成立したことから、植民地住民の権利を著しく侵害するとしてアメリカ植民地では至る所で激しい

反対運動が起こり、瞬く間にそれは植民地中に燃え広がった。一般に「印紙法危機」と呼ばれるものがそれである。そして、そのさなかの7月11日に後継内閣の首班に推されたのがロッキンガムであり、苦慮を重ねた結果、彼は翌1766年1月下旬になって印紙法撤廃の方針を明らかにし、それと同時に議会をして印紙法撤廃に導くための前提条件として案出されたのが宣言法（the Declaratory Act）の制定であった。そして、パークがロッキンガムの私設秘書を経てウェンドーヴァ選出の下院議員となったのは、印紙法危機まっただ中の1765年12月23日のことである。<sup>104)</sup>

この点でパークが宣言法案の立案にどの程度関与したのか判然としないが、より重要であるのは、彼が1766年2月3日の下院演説で、「至高なる立法権の無制限な性質に由来する権利についての、この純理的考えは非常に明白でまったく否定できない」<sup>105)</sup>として立法権の至高性を謳う一方で、植民地課税権といった「これらの権利は、許容された権利であって、絶対的な権利、すなわち強制するにたる権限ではない」<sup>106)</sup>といい、また「至上なる立法府がその至高性の結果たるあらゆる権力の行使を実際自ら自身に取っておくことは、必ずしも絶対的に必要なわけではない。このことはその至高性を決して毀損するものではない」<sup>107)</sup>と述べている点である。このことは、彼がこの時点ですでに宣言法が内包する一筋縄では行かない矛盾について明確に認識していたことを意味する。それゆえ彼は、「ブリテン帝国の国制についてのこの実際的な考えは、その諸部分の全体的および相対的情況から引き出されるべきである」<sup>108)</sup>というのである。なぜなら、「それ[ブリテン帝国]は、自由の諸原理に基づき統治されなければならない。自由の計画に基づき広大な帝国を統治することほど、人知にとって困難な主題はない」<sup>109)</sup>からである。明らかにそこには「服従がなければ、それは一つの帝国ではないであろう。自由がなければ、それはブリテン帝国ではないであろう」<sup>110)</sup>といったジレンマが存したのである。

であればこそ、パークは、『課税演説』では印紙法の制定を境に頭をもたげてきた本国の統治権

と植民地の自由という非常に厄介な問題を何とか解きほぐさんと腐心し、<sup>111)</sup> さらに『和解演説』では「提案は和平である」<sup>112)</sup>と宣して、賦課方式から1763年以前の譲与方式への回帰を強く主張したのである。<sup>113)</sup> とりわけ後者は、直裁的にいえば、課税権を封印することを意図するものであったが、「再度の和解演説」では「事態は別の基盤の上にある」との認識から課税権の放棄を打ち出したのである。何よりもそれは、これが和解を成し遂げる最後の機会であると思量されたことによる。課税権を放棄しそれを植民地に譲渡することは、宣言法を一部修正して「何であれ如何なる場合も」という文言を宣言法から削除することを不可避に求めるものであった。コーンは、「まだなお政治的に実行不可能であったが、彼の案は、アメリカ人の要求に対し遅きに失した譲歩であったものの、政治家としての資質および能力を有していることを示した。それは、10年に及ぶ論争の中であって彼のもっとも意義深い建設的な建議であった」<sup>114)</sup>としてパークの和解案を称揚している。

さらにまた、こうしたコーンの解釈は、コニフの議論に対する一つの解答を用意するものであるといえる。コーンは、「彼にとってアメリカ問題は政治家が解決すべき問題であり、彼は、自分自身および後代の人々に対して自己の行動を十分に説明しなければならない責任ある人間としてそれに取り組んだ」<sup>115)</sup>といい、ディキンソンは、「彼は、彼の主張における諸矛盾を認識し、そしてそれらに折り合いをつけようと努力した」<sup>116)</sup>と述べている。またコートニも、「一方で彼は立法者の重要性を軽視するが、しかるに他方では立法者は情況にとって重要人物となる。もしパークが純然たる理論家として著述しているのなら、この矛盾は説明困難であろう。しかし、彼は政治家であり、宣伝者であるので、よりシニカルな考えは許容される」<sup>117)</sup>と論じている。ここで重要なのは、何よりもアメリカ問題が「自由の計画に基づき広大な帝国を統治することほど人知にとって困難な主題はない」と想念されていたことであり、それゆえに植民地との和解に対する政治家としての



パークの営為は、そうした極めて困難な主題との孤独な格闘であったということが出来る。後年になって『新ウィッグから旧ウィッグへの訴え』(*Appeal from the New to the Old Whigs*, 1791)の中で、彼は、「道徳的あるいは政治的な主題に関して純理的に確言されうるような普遍的なものなど何一つない。純粋な形而上学的抽象はこれらの事項に属さない」<sup>118)</sup>といい、また「政治的問題は、本来的に真か偽かに関わるものではない。それは善か悪かに関係する。結果的に悪を生じそうなものは政治的に偽であり、善を生じるものは政治的に真である」<sup>119)</sup>とも述べている。こうした彼の考え方についていえば、われわれは、その端緒・始原をアメリカ問題に関する彼の思想と行動の中に見出すことができる。

#### 註

- 1) 拙論、「パーク：第一回大陸会議と『アメリカとの和解に関する演説』」、『社会情報学研究』, Vol.20 (2015), 9～27頁を参照。
- 2) パークは、1775年5月28日頃C.オハラに宛てた書簡の中で「ボストン包囲」について次のように記している。「ほぼ一日中続いた4月19日のこの奇妙で異例な交戦の間に、驚くほどの速さで急使がアメリカのありとあらゆる地域に派遣され——そして大陸の北部全域がすぐさま戦闘準備を整えました。その結果、同月の26日までに20,000名を越える兵がボストン近隣のケンブリッジ (Cambridge), ロクスベリー (Roxbury), ウォータータウン (Watertown) の諸市やその他の村々に集められ、彼の地 [ボストン] に通ずる道すべてを封鎖しました。」To Charles O'Hara ([circa 28 May 1775]), in *The Correspondence of Edmund Burke*, ed., by Thomas W. Copeland et al., 10 vols. (Cambridge at the University Press & the University of Chicago Press, 1958-1978), III (1961), pp.160-161.
- 3) Richard Middleton, *Colonial America: A History 1585-1776* <Second Edition> (Oxford, Massachusetts: Blackwell Publishers, 1996, 1992), p.481.
- 4) Francis D. Cogliano, *Revolutionary America 1763-1815: A political history* (London, New York: Routledge, 2000), p.57.
- 5) To Charles O'Hara ([circa 28 May 1775]), *Corr.*, III, p.160. またロッキンガムは、1775年6月23日にパークに宛てた書簡の中で、レキシントン・コンコードの戦いに触れて「疑いもなく、レキシントン等のでき事以来、アメリカのどの地域から届く情報のどれもすべて大陸全体がひどく怒っており、団結して抵抗を決断するであろうこと、否、決断していることを強く示しています」と述べている。The Marquess of Rockingham to Burke (23 June [1775]), *ibid.*, p.172.
- 6) ジョージア植民地議会は、7月8日になってようやく大陸会議に代表者を派遣することを決定した。また第二回大陸会議が開催されたこの日、「グリーン・マウンテン・ボーイズ」(Green Mountain Boys)として知られる血気盛んな民兵の一团がシャンプレーン湖 (Lake Champlain) とジョージ湖 (Lake George) の結節点にあって防御の手薄であったタイコンデローガ砦 (Fort Ticonderoga) を急襲・占拠するといったでき事が起きたが、その際に鹵獲された60門の大砲は、後にボストンを臨むドーチェスター高地 (Dorchester Hights) に運ばれ、翌1776年3月17日の本国軍のボストン撤退にもっとも効果を発揮したとされる。Richard Middleton, *op. cit.*, p.486を参照。
- 7) 大陸軍35,000名のうち、13,500名はマサチューセッツ植民地の民兵から寄せ集められた。Richard Middleton, *ibid.*, p.481.
- 8) ヴァージニア植民地出身のワシントンが「大陸軍」の総司令官に任命されたのは、代表者の中で唯一司令官としての豊富な軍事経験を有したこともさることながら、何よりも南部植民地からの支持を強固にするのに有意であると考えられたことによる。Richard Middleton, *ibid.*, pp.481-483; Francis D. Cogliano, *op. cit.*, pp.59-60; 有賀貞・大下尚一編、『アメリカ史1』(山

- 川出版社, 1994年), 132 ~ 133頁を参照。またバークも, ワシントンについて「十分な軍事的経験を有する者で, 分別があり用心深い」と評している。To Charles O'Hara ([17] August 1775), *Corr.*, III, p.187.
- 9) *Corr.*, III, p.179, f.n.1.
- 10) To Richard Champion (28 June [1775]), *ibid.*, p.175.
- 11) To Richard Champion (19 July 1775), *ibid.*, pp.179-180.
- 12) To Charles O'Hara (26 July 1775), *ibid.*, p.181.
- 13) Francis D. Cogliano, *op. cit.*, p.58.
- 14) David L. Ammerman, 'The Crisis of Independence,' in ed., by Jack P. Greene & J. R. Pole, *The Blackwell Encyclopedia of the American Revolution* (Massachusetts, Oxford: Basil Blackwell, 1991, 1994), pp. 212- 213.
- 15) Declaration of Cause and Necessity for taking up Arms (6 July 1775), in ed., by Merrill Jensen, *English Historical Documents, Vol.IX, American Colonial Documents to 1776* (London, Eyre & Spottiswoode, 1969), p.843.
- 16) *Ibid.*, p.844. この「イノベーション」は, バークの解釈および思想を理解する上で非常に重要な用語の一つである。拙論, 「アメリカ革命とフランス革命」, 中澤・桑島編『バーク読本<保守主義の父>再考のために』(昭和堂, 2017年), 42 ~ 68頁を参照。
- 17) *Ibid.*
- 18) *Ibid.*, pp.846-847.
- 19) *Ibid.*, p.847.
- 20) The Second Petition to the King (8 July 1775), in ed., by Merrill Jensen, *ibid.*, p.848.
- 21) *Ibid.*, p.849.
- 22) オリーブの枝請願についてロッキンガムは, 7月11日バークに宛てた書簡の中で, その「申出」は「国王とイングランドの民衆」に対して宛てられており, 「議会は故意に省略されていると, わたしは思います」と述べている。The Marquess of Rockingham to Burke (11 July 1775), *Corr.*, III, p.177.
- 23) Jerome R. Reich, *Colonial America* <4th Edition> (New Jersey: Prentice Hall, 1998), p.289. 続けてライシュは, 「グレート・ブリテンからの独立を望む人々でさえ, ——彼らはまだなお少数であったが——アメリカ人は君主の権威あるいは善き意思に対する如何なる攻撃も受け入れる準備がまだできていないことを了解していた」(*Ibid.*)と述べている。なお, アメリカ問題に対するジョージ三世の主導性について, アーマンは, 「国王は, 内閣を支持したばかりか, 多くの場合, より断固とした措置を強く要求したりもした」といい, また「ジョージ三世は, どちらかといえば, アメリカ問題を解決することに関して彼の内閣よりもより掛かりあった」とも述べている。David L. Ammerman, 'The Crisis of Independence,' in *op. cit.*, ed., by Jack P. Greene & J. R. Pole, pp.213, 215.
- 24) Conor C. O'Brien, *The Great Melody: A Thematic Biography and Commented Anthology of Edmund Burke* (Chicago: The University of Chicago Press, 1992), p.155を参照。また, コーンは, 「バークは高位にある者たちの明らかな無関心をみて悲嘆に暮れたし, また彼自身の野党の同僚たちも行く末について考えるのを好まないように思われた。……しかしながら, 彼は, 彼と彼の党がこの危機の時代にあって責務を負っているとの信念を捨てることはできなかった」といい, エイリングは, 「バークの落胆は, 政府に対する抵抗が弱々しく, 議会内にあっては分裂し, 議会外にあっては不評であるとの認識により深められた」と述べている。Carl B. Cone, *Burke and Nature of Politics: The Age of the American Revolution* (University of Kentucky Press, 1957), p.285; Stanley Ayling, *Edmund Burke: His life and Opinion* (London: Cassell Publishers, 1988), p.83.
- 25) Rockingham to Burke (11 July 1775), *Corr.*, III, p.176.
- 26) *Ibid.*, p.173, f.n.1.
- 27) To Rockingham (4 August 1775), *ibid.*, pp.183-184. なお, この時期のバークの思想と行動については, Richard Bourke, *Empire & Revolution:*

- The Political Life of Edmund Burke* (Princeton & Oxford: Princeton University Press, 2015), pp.488-497が簡明で有用である。また, Carl B. Cone, *op. cit.*, pp.285-289; 中野好之, 『評伝バーク アメリカ独立戦争の時代』(みすず書房, 1977年), 330 ~ 335頁; 岸本広司, 『バーク政治思想の展開』(お茶の水書房, 2000年), 220 ~ 225頁を参照。
- 28) To Charles O'Hara ([17] August 1775), *ibid.*, p.186. またバークは, この書簡の中で「アメリカ人の精神は信じられないほどです。……あなたは, たいそうな宗教的狂信をも圧倒しうる, あの政治的熱狂についてどのようにお考えでしょう」とした後, 「遠く離れて, 扱いにくい国, そしていま彼らを駆り立てているような精神は, 予想もしないことをなすやもしれません。われわれの勝利は, ただわれわれの破滅を完了しうるだけです」(*Ibid.*, p.187.) と述べている。
- 29) To Rockingham ([22,] 23 August 1775), *ibid.*, p.190.
- 30) *Ibid.*, pp.189-190.
- 31) *Ibid.*, p.190.
- 32) *Ibid.*, p.191.
- 33) *Ibid.*
- 34) *Ibid.*, p.191-192.
- 35) *Ibid.*, p.192.
- 36) *Ibid.*, pp.192-193.
- 37) *Ibid.*, p.194.
- 38) Rockingham to Burke (11 September 1775), *ibid.*, p.203.
- 39) *Ibid.*, pp.205-206.
- 40) To Rockingham (14 September 1775), *ibid.*, p.210. またバークは, 8月4日にロッキンガムに宛てた書簡の中でも, 「卑見では, 人々をこの隊列に投ずるために一時たりとて時間を無駄にすべきではありません。といたしますのも, もし議会が早く開催されるならば, 直ちに旗幟が明らかにされるでしょうし, そうなれば, 病弊は永遠に放置されるからです」と述べている。To Rockingham (4 August 1775), *ibid.*, p.184.
- 41) *Ibid.*, p.211.
- 42) ロッキンガムは, 「われわれ全員の意見は, 10月10日または12日頃にロンドンに入るであろうこと, そしてもし請願または異議申し立てといった方策が採用されるのであれば, 議会初日以前よりも, 以後の方がはるかにより適切であろうということです」といい, その理由について「……—われわれの多くは, 貴族院または庶民院の議員ですし, そこでわれわれは, われわれの議論を強く主張することもできます。——しかもこの非常に重要な問題において議会の判断と意見は, 国王に対してもっとも大きな影響力をもつでしょう」と述べている。Rockingham to Burke (24 September 1775), *ibid.*, pp.214-215.
- 43) *Ibid.*, p.215.
- 44) *Ibid.*
- 45) To Rockingham (1 October 1775), *ibid.*, p.223.
- 46) 拙論, 「バークのアイランド貿易制限緩和論」, 『社会情報学研究』, Vol.19 (2014), 14 ~ 15頁を参照。
- 47) *Corr.*, III, p.217, Headnoteを参照。
- 48) To the Duke of Richmond ([26 September 1775]), *ibid.*, pp.218-219.
- 49) *Ibid.*, p.217. この後バークは, 民衆について次のように論じている。「わたしは, 全体として一般民衆に咎があると思うことはできません。もし咎があるとして, 彼らを咎めても何にもなりません。どうか閣下は, 彼らを改善しようと努めて下さい。……民衆は, 彼らの現在の無気力な黙従に責任はありません。本当に責任はありません。決して彼らは, 指図や方向付けもなく考えたり, 行動したりするようになっていません。彼らは, 彼らが受けた無比の衝動に従って行動します。」*Ibid.*, pp.217-218.
- 50) *Ibid.*, p.219.
- 51) Bristol Petition (27 September 1775), in *Writings and Speeches of Edmund Burke*, ed. by Paul Langford et. al., 10 vols., (Oxford: Clarendon Press, 1981-), III (1996), p.175.
- 52) *Ibid.*, p.176.
- 53) *Ibid.*, pp.176-177.

- 54) Francis D. Cogliano, *op. cit.*, p.54.
- 55) 先の言に続けてコグリアーノは、「当時、ほんの少数のアメリカ人が独立を予期し、植民地の不満がニューイングランドを越えて拡大すると同時に、国王は、根本的な問題が主権のそれになっていることを鋭敏に認識した」と指摘している。Francis D. Cogliano, *ibid.*
- 56) コグリアーノは、「もしジョージ三世と内閣がアメリカの訴えにただ耳を傾けさせないならば、そのとき平和は恢復されかもしれない」と述べている。Francis D. Cogliano, *ibid.*, p.61.
- 57) The king's proclamation for suppressing rebellion and sedition (23 August 1775), in ed., by Merrill Jensen, *op. cit.*, p.850. この国王宣言には「この宣言は、植民地における反乱の最初の公的な認知であり、植民地の立場に同情的で、主として国王及び内閣によりそれらを援助し幫助しているとの嫌疑をかけられているイングランドのこれらの人々に向けられた」(*Ibid.*, p.850, Headnote) との頭注が付されており、その主たる人物とはピットとパークであった。David L. Ammerman, 'The Crisis of Independence,' in *op. cit.*, ed., by Jack P. Greene & J. R. Pole, p.217を参照。
- 58) The king's speech to parliament (26 October 1775), in *ibid.*, p.851, prefatory note.
- 59) *Ibid.*, p.851. この中でジョージ三世は、「オリーブの枝請願」をもちだし、「彼ら[この絶望的な陰謀の立案者と後援者]は、母国に対する愛着という漠然とした言い回しとわたしに対するもっとも強固な忠誠の申し立てにより感興をただそそる一方で、大反乱を準備していた」(*Ibid.*) と述べて、大陸会議の行動を二枚舌的として厳しく詰っている。
- 60) *Ibid.*, p.852. 本演説の前説は、恩赦等について「独立に反対するアメリカ人に希望を与えましたが、公然な独立宣言を少しの間遅らせた以外、ほとんど効果を有さなかった」と評している。*Ibid.*, p.851, prefatory note.
- 61) Second Speech on Conciliation (16 November 1775), *W&S*, III, p.185.
- 62) *Ibid.*
- 63) *Ibid.*, pp.185-186.
- 64) *Ibid.*, p.186.
- 65) *Ibid.*, pp.186-187. オブライエンは、パークの「再度の和解演説」について「それは、彼の3月の決議案に含まれたのと同じ一連の措置を概ね含んでいたが、それを幾分はっきりとした形で具体化した」とした後、「そのもっとも注目すべき部分は、その的確さが3年後に立証されることになった[ブルボン勢力の介入という]予測であった」と述べている。Conor C. O'Brien, *op. cit.* p.158.
- 66) *Ibid.*, pp.187-188.
- 67) *Ibid.*, p.188.
- 68) *Ibid.*, p.189.
- 69) *Ibid.*, p.190.
- 70) *Ibid.*
- 71) *Ibid.*, p.191.
- 72) *Ibid.*, p.192.
- 73) *Ibid.*
- 74) *Ibid.*, p.193.
- 75) *Ibid.* コートニは、「ここには議会主権の問題に対するより柔軟な接近の兆候が見られる。パークは、植民地に対するグレート・ブリテンの立法上の主権を維持する事を常に願ってきたが、ノース内閣の大失敗はより一層の譲歩を必要としてしまったという」と述べている。Cecil. P. Courtney, *Montesquieu and Burke* (Westport: Greenwood Press, 1963), p.100.
- 76) 岸本広司, 前掲書, 228頁.
- 77) *W&S*, III, p.195, f.n.1.
- 78) Second Speech on Conciliation (16 November 1775), *W&S*, III, p.195.
- 79) *W&S*, III, p.195, f.n.1.
- 80) Speech on Land Tax (20 December 1774), *W&S*, III, p.77.
- 81) Second Speech on Conciliation (16 November 1775), *W&S*, III, p.195. また、宣言法の撤廃についてパークは、「貿易諸法のシステム全体、およびアメリカにとってきわめて有益なこれら諸法の幾つかを壊滅させることなくして不可能で

- ある」(*Ibid.*, p.196.)とも述べている。
- 82) *Ibid.*, p.196.
- 83) *Ibid.*
- 84) *Ibid.*, p.198.
- 85) *Ibid.*
- 86) *Ibid.*, pp.198-199.
- 87) *Ibid.*, p.199.
- 88) *Ibid.*, p.200.
- 89) 中野好之, 前掲書, 332頁。
- 90) *W&S*, III, p.184, prefatory note.
- 91) *Ibid.*
- 92) 大森雄太郎, 『アメリカ革命とジョン・ロック』(慶應義塾大学出版会, 2005年), 262～263頁を参照。
- 93) To Richard Champion (15 December 1775), *Corr.*, III, p.239.
- 94) To Charles O'Hara (7 January 1776), *ibid.*, p.245.
- 95) David L. Ammerman, 'The Crisis of Independence,' in *op. cit.*, ed., by Jack P. Greene & J. R. Pole, p.211.
- 96) *Ibid.*, p.217.
- 97) バークの決議案についてコーンは, 「この案はバークの見解の根本的な変化を提示する。……今や彼は, 帝国の国制を修正せんと努めた」とした後, 「3年後に政府はバークが提議したものをアメリカに対して提案した。イングランドの思考の方向転換は, バークの決議案の得票により暗示された。……戦争の突発は, 帝国の国制の性質に関するイングランドの見解を変改させ始めた」と評している。Carl B. Cone, *op. cit.*, p.288.
- 98) このことについてコーンは, 「1775年11月16日のバークの案は, 不幸にも彼の以前のものよりもあまり知られてはいない。それを説明した彼の演説は, 単独では印刷されなかった。それゆえに, 「課税」や「和解」に関する演説の名声を博することはなかった。しかしながら, それは, 彼がかつて行ったどれよりも下院から『多数の賛同』を得た」といい, またスタンリスは, 「……このほぼ3時間半に及ぶ決議と演説は, 歴史家によって, そしてバーク研究者によってさえたいてい無視されるか, 極小化されてきた」と述べている。Carl B. Cone, *ibid.*, p.288; Peter J. Stanlis, 'Edmund Burke and British Views of the American Revolution: A Conflict over Rights of Sovereignty,' in *Edmund Burke: His Life and Legacy*, ed. by Ian Crowe (Dublin, Four Courts Press 1997), p.36. なお, バークの「再度の和解演説」をもっとも評価しているのは, スタンリスで, 彼は, 「帝国から連邦主義への彼の変移の最初の明確な兆候は, 1775年11月の『アメリカにおける現在の紛争を収束するための決議案』の条項に見出される」(*Ibid.*, p.36.)と論じている。
- 99) F. P. Lock, *Edmund Burke, Vol.I: 1730-84* (Oxford: Clarendon Press, 1998), p.396.
- 100) *Ibid.*, p.397.
- 101) James Conniff, *The Useful Cobbler: Edmund Burke and the Politics of Progress* (New York: State University of New York Press, 1994), p.207.
- 102) *Ibid.*
- 103) F. P. Lock, *op. cit.*, p.397.
- 104) 拙論, 「バークとアメリカ植民地問題: 1766-1770 [I] - 印紙法危機を中心に -」『立志館大学経営学会誌』, 第1号(2002年), 87-101頁を参照。
- 105) Speech on the Declaratory Resolutions (3 February 1766), *W&S*, II (1981), p.47.
- 106) *Ibid.*, p.46
- 107) *Ibid.*, p.47.
- 108) *Ibid.*
- 109) *Ibid.*, p.46.
- 110) *Ibid.*, p.50.
- 111) 拙論, 「バークの強圧諸法批判と『アメリカ課税』」, 『社会情報学研究』, Vol.10 (2004), 25-44頁を参照。
- 112) *Speech on Conciliation with America* (22 March 1775), *W&S*, III, p.107. 中野好之編訳, 『バーク政治経済論集 - 保守主義の精神』(法政大学出版局, 2000年), 171頁。
- 113) 拙論, 前掲論文, 『社会情報学研究』, Vol.20

- (2015), 9～27頁を参照。
- 114) Carl B. Cone, *op. cit.*, p.288.
- 115) *Ibid.*,
- 116) Harry T. Dickinson, 'Burke and American Crisis,' in *The Cambridge Companion to Edmund Burke* (New York: Cambridge University Press, 2012), ed. by David Dwan and Christopher J. Insole, p.156.
- 117) Cecil. P. Courtney, *op. cit.*, p.100.
- 118) *Appeal from the New to the Old Whigs* (1791), *W&S*, IV (2015), p.383. 前掲編訳書, 593頁。
- 119) *Ibid.*, p.445. 同編訳書, 658頁。
- 追記) 本論稿は, JSPS科研費15H03332の助成を受ける中で研究成果の一つとして著したもので, 助成に対して深謝する次第である。